

仕 様 書

本仕様書は、南相馬市高松ホーム施設内清掃業務委託について定めたものであり、受注者は本仕様書に基づき誠実に業務遂行に努めるものとする。

1. 委託名

高松ホーム施設内清掃業務委託

2. 委託場所

南相馬市高松ホーム（南相馬市原町区上北高平字高松387番地）

3. 委託期間

令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日（長期継続契約）

4. 業務内容 《清掃日及び時間》

①就労日：月・水・金（週3日）

②就労業務

・月曜日 トイレ（北棟1・2階、南棟1・2階）一般浴室男女
特別浴室

喫煙室

・水曜日 管理棟トイレ（2階） 北棟・南棟廊下階段、スロープ
談話コーナー（北棟1・2階、南棟1・2階）

集会室（2階）管理棟1・2階廊下 一般浴室男女

特別浴室

行事等使用時は、廊下のみ

・金曜日 トイレ（北棟1・2階、南棟1・2階）一般浴室男女
特別浴室

（年末年始、5月のゴールデンウィーク及び9月の連休期間を除き、
清掃日が祝日に当たる場合には、その前後の平日を清掃日とする。）

③就労時間：8時30分から17時00分（1日7.5時間）

④就労人員：3日間を1人体制とする

5. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解し、協力し、南相馬市環境
配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

6. 本仕様書に明記されていない事項が生じた場合は、両者協議の上決定するもの
とする。

7. 契約の解除

(1) 次の各号に該当するときは書面をもって通告し契約を変更し、または解除することができる。

①乙の業務遂行に不誠意がみられ業務を完全に履行する見込みがないと認められたとき。

②乙の責任に帰すべき理由で業務の継続ができないとき。

③この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があったとき。

(2) 前1～2号による解除に対し受注者が発注者に損害賠償請求及び異議の申立てをすることはできない。

8. 業務で使用する用具・洗剤等（消毒液は除く）については受注者の負担とし、水道・電気等については、発注者の負担とする。

9. その他留意事項

①受注者の会員は、就業期間中は業務に適する服装をして言動においても十分に注意し業務に努めるものとする。

②受注者の会員は、就業上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、業務を退いた後も同様とする。

③この業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

④この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

10. 入札金額

入札書に記載する金額は、月額とすること。（消費税抜き）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の秘密保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職した後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の制限)

第3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を第三者に委託してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第4 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受けた個人情報を複写及び複製をしてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受けた個人情報が記載された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

(事故発生時における報告)

第7 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約解除の措置及び損害賠償)

第8 発注者は、受注者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。